学費の分納について

不慮の災害や経済的理由または家庭の都合等により、学費を納入期限内に納入することができない場合は、分納の許可を受けることができます。

経理課で所定の「一般納入金分納願」を受取り、記入・押印の後、所定の期日までに経理課へ提出してください。

分納の回数、振替日は下記の通りです。(振替日が休日場合は翌営業日)

期別	回数	振替日
第1期	1回目	4月28日
	2回目	6月28日
第2期	1回目	9月28日
	2回目	11月28日

1回の納入額は各期の半額です。

1回目と2回目の納入(振替)が完了した時点で、その期は完納となります。

納入(振替)された学費は、一切返還しません。

納入が確認できず、督促してもなお完納しない場合は、除籍となります。

1回目、もしくは2回目のどちらかを納入(振替)し、休学または退学をする場合、納入された学費は一切返還しません。

※第1年次は入学時に第1期分を納入済みのため、第2期分より分納による支払いができます。

※高等教育の就学支援制度の授業料等減免制度を申請された場合は納入期限が延期されますため、分納制度をご利用いただけません。詳しくは「高等教育の就学支援制度の授業料等減免制度利用による納入期限の延期について」をご確認ください。